

## 恵庭市観光推進協議会 設置要綱

### (設 置)

第1条 恵庭市観光振興計画の策定について協議するとともに、その推進管理を行うため恵庭市観光推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 観光振興計画の策定に関すること。
- (2) 観光振興計画の推進管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組 織)

第3条 協議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者・有識者
- (2) 関係団体・観光関係事業者等
- (3) 市民団体の代表者等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

3 委員のほか、国及び道の行政機関の職員をオブザーバーとすることができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

### (報 償)

第7条 交通費及び報償は次の表のとおりとする。

区分	交通費	報償（日額）
学識経験者・有識者	実費	6,000円
委員（学識経験者・有識者を除く。）の内、市外在住者	実費	なし
委員（学識経験者・有識者を除く。）の内、市内在住（勤務）者	なし	なし

### (庶 務)

第8条 会議の庶務は、経済部花と緑・観光課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議し

て定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から実施する。

この要綱は、平成28年12月9日から実施する。

この要綱は、令和5年12月6日から実施する。

この要綱は、令和7年1月7日から実施する。